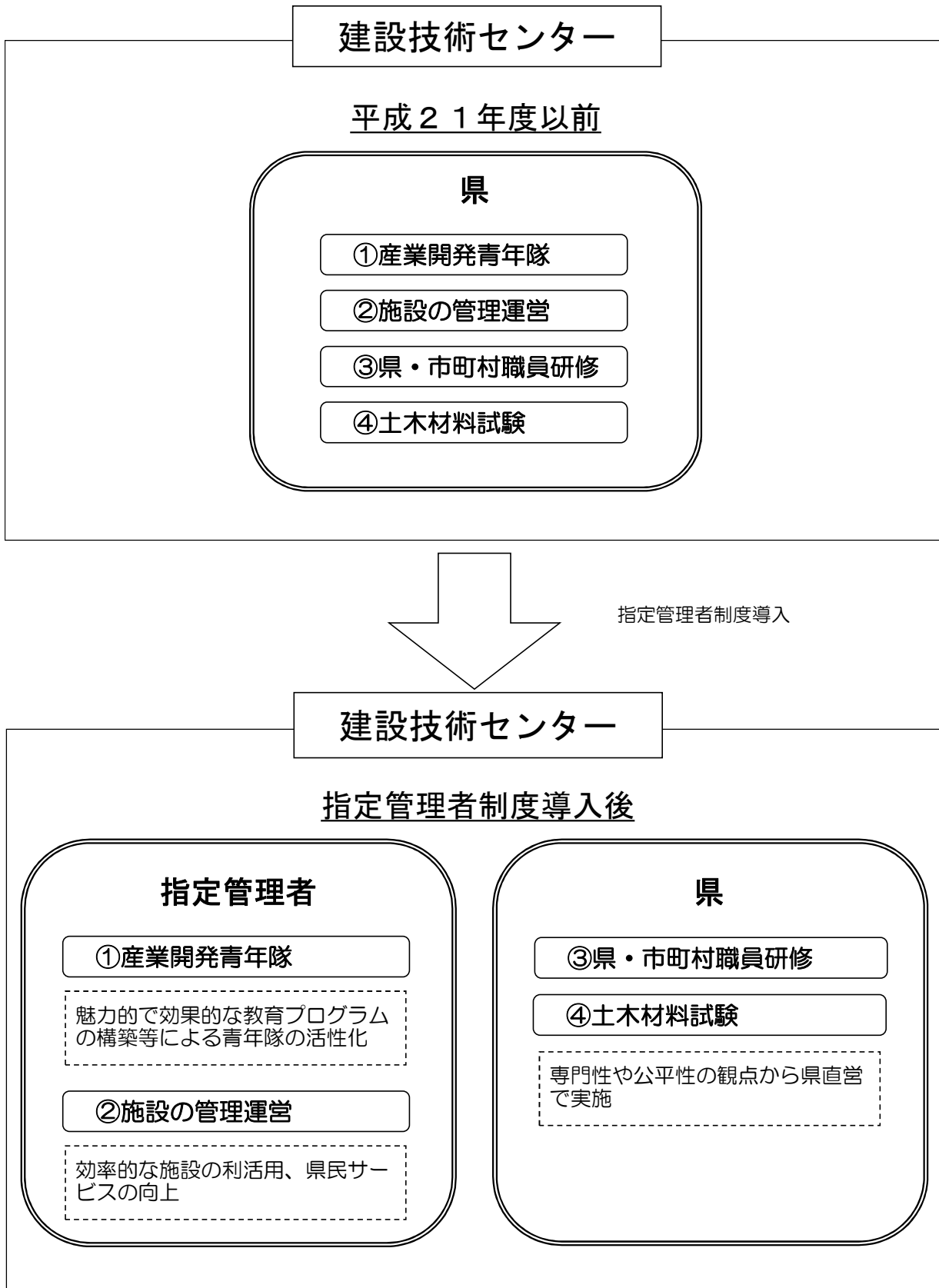


資料集

1	指定管理者制度の導入イメージ	1
2	指定管理者制度導入による建設技術者育成のイメージ	2
3	産業開発青年隊及び施設利用者の推移	3
4	現在の産業開発青年隊の教育計画	5
5	過去3年間の収支状況	7
6	建設技術センター（本館）平面図	8
7	建物配置図（建設技術センター）	9
8	備品一覧	10
9	関係法令	14
10	宮崎県建設技術センター管理規則	18
11	宮崎県産業開発青年隊規則	28

1 指定管理者制度の導入イメージ



第1期指定管理者期間 : H22.4.1~H27.3.31
第2期指定管理者期間 : H27.4.1~R 2.3.31
第3期指定管理者期間 : R 2.4.1~R 7.3.31

2 指定管理者制度導入による建設技術者育成のイメージ

教育コンセプト

- ①土木建設分野において即戦力となる技術者の育成
- ②規律正しく豊かな人間性を身につけた社会人の育成

- ・基礎知識から、より専門的な知識・技術を学べる教育環境
- ・充実した施設設備により、一般科目や情報処理、技能・技術の訓練など多様な教育を実施
- ・建設機械等の資格取得や実践的な実習に取り組み、現場において即戦力となる技術を修得
- ・規律ある教育及び集団訓練により、社会性の高い技術者を育成

【基礎課程】

土木建設分野の基礎知識を学ぶとともに、建設機械等の資格取得や建設現場を想定した実践実習を行う。

【教育内容(案)】約1,400時間

- ①一般科目 約150時間
基礎数学、情報処理、法律、一般教養等
- ②専門科目 約300時間
測量学、土木施工管理(基礎)、安全管理等
- ③実践実習 約500時間
測量実習、土木施工実習、建設機械実習等
- ④資格取得 約200時間

【専攻課程】

土木建設分野の専門知識を学ぶとともに、建設機械等の資格取得や建設現場を想定した実践実習を行う。

【教育内容(案)】約1,400時間

- ①一般科目 約150時間
応用数学、情報処理、法律、一般教養等
- ②専門科目 約300時間
測量学、土木施工管理、道路工学等
- ③実践実習 約500時間
測量実習、土木施工実習、建設機械実習等
- ④資格取得 約200時間

若手建設技術者育成(青年隊)

魅力的で多様な教育により建設技術者育成の充実
施設設備の活用による建設技術センターの活性化

民間技術者育成

<< 指定管理者による自主事業 >>

県内で働く技術者のスキルアップ、

- ・各種技能修得・訓練(建設機械のオペレータ)、各種資格取得講習(1・2級施工管理技士等)、

3 産業開発青年隊及び施設利用者の推移

(1) 産業開発青年隊の推移等

- ア 入隊者及び就職者の推移
 イ 就職の状況
 ウ 求人数及び就職者数
 エ 資格取得状況(主なもの)
- } 次頁参照

(単位:人)

	R2	R3	R4	R5	平均
火薬類取扱免許	1	11	18	16	11
危険物取扱免許	5	13	3	11	8
測量士補	0	2	1	1	1
大型特殊免許	35	30	34	33	33
アーク溶接技能	31	31	30	32	31
車両系機械技能	42	30	29	34	33
玉掛け技能	35	33	33	33	33
小型クレーン技能	35	32	34	34	33

(2) 施設利用者の推移

ア 本館利用団体数(青年隊以外)

	R2	R3	R4	R5	平均
大教室	63	74	87	71	73
中教室	1	2	3	2	
施工管理課教室	16	17	38	27	24
小教室	34	17	59	32	35
情報処理室	30	21	26	23	25
視聴覚室	86	66	113	91	89
体育館	145	77	106	101	107
運転練習場	44	59	53	45	50
機械練習場	11	12	12	12	11
合計	430	345	497	404	419

イ 本館利用者数(青年隊以外)

(単位:人)

	R2	R3	R4	R5	平均
大教室	2,282	2,558	3,030	2,629	2,624
中教室	26	59	116	72	
施工管理課教室	213	218	413	400	311
小教室	179	304	527	536	386
情報処理室	499	398	377	452	431
視聴覚室	3,326	2,642	4,166	3,594	3,432
体育館	2,181	1,532	1,783	1,768	1,816
運転練習場	1,251	1,578	1,581	1,555	1,491
機械練習場	398	443	376	417	408
合計	10,355	9,732	12,369	11,423	10,969

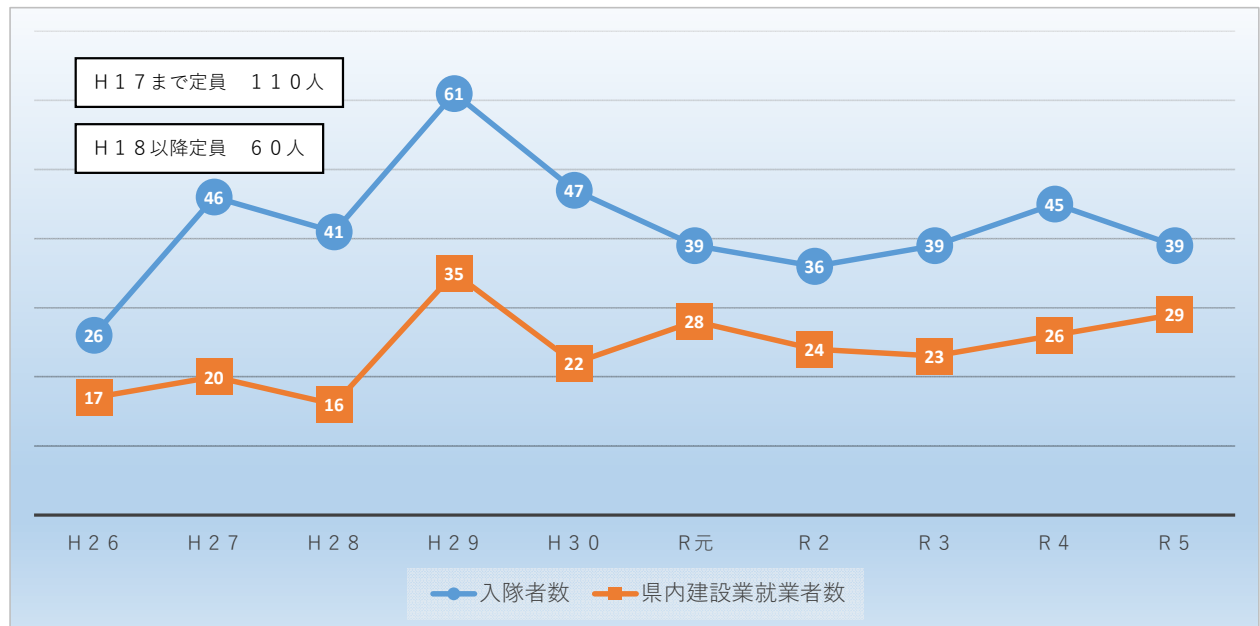
ウ 研修生宿舎利用数

(単位:延人数)

	R2	R3	R4	R5	平均
研修生宿舎(1・2人×28室)	46	13	0	76	33

(1) 産業開発青年隊の推移等

ア 産業開発青年隊の入隊者及び県内建設業への就職者の推移



イ 就職の状況

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
入隊者数	26	46	41	61	47	39	36	39	45	39
修了者数	26	46	41	61	47	37	36	38	40	36
就職者数	24	25	28	45	37	36	31	33	36	35
県内建設関連業	17	20	16	35	22	28	24	23	26	29
県外建設関連業	4	4	5	2	10	4	5	6	6	2
官公庁	3	1	5	3	2	2	2	1	3	3
その他	0	0	2	5	3	2	0	3	1	1
県内建設関連業への就職率	70.8%	80.0%	57.1%	77.8%	59.5%	77.8%	77.4%	69.7%	72.2%	82.9%
就職以外	2	21	13	16	10	1	5	5	4	1
専攻課程へ進級	1	17	13	14	9	0	4	5	4	0
専門学校等へ進学	1	2	0	1	1	1	1	0	0	1
未定者	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0
中退者数	0	0	0	0	0	2	0	1	5	3

(令和5年度就職者数) 官公庁等(3名) : 宮崎県庁 2名、串間市 1名
 その他(1名) : 宮崎総合学院 1名

ウ 県内建設業関連業の求人数及び就職者数

左は求人数、右の()は県内への就職者数

求人の状況	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
県央地区	31 (9)	34 (9)	25 (11)	19 (7)	19 (7)	15 (12)	28 (11)	22 (11)	13 (9)	18 (7)
県南地区	7 (4)	2 (2)	5 (4)	5 (3)	5 (3)	6 (2)	9 (2)	5 (2)	8 (2)	12 (5)
県西地区	7 (2)	10 (1)	7 (11)	10 (2)	10 (2)	21 (2)	9 (3)	13 (5)	18 (4)	5 (2)
県北地区	18 (5)	15 (4)	11 (10)	17 (11)	17 (11)	17 (12)	24 (8)	26 (5)	20 (11)	15 (15)
県内求人数合計	63 (13)	61 (16)	48 (36)	51 (23)	51 (23)	59 (28)	70 (24)	66 (23)	59 (26)	50 (29)
求人倍率	2.6	2.4	1.7	1.1	1.4	1.6	2.3	2.0	1.6	1.4

4 現在の産業開発青年隊の教育計画

(1) 令和6年度教育計画(施工管理課程)

項目	時間数	教育科目	担当講師	時間
一般科目	473			
		基礎数学	指定管理者	11
		一般教養	外部講師	6
		情報処理(ワープロ・表計算)	外部講師	34
		情報処理(CAD)	指定管理者	19
		各種試験対策(講習会含む)	外部講師	350
		公務員対策	外部講師	40
		自主学習	指定管理者	13
		計		473
専門科目	276			
		測量学	指定管理者	29
		土木施工・土木工学	外部講師	82
		土質工学	試験調査県職員	27
		施工管理・品質管理	外部講師	38
		安全管理・施工演習	指定管理者	61
		環境・造園	外部講師	18
		ICT研修等	外部講師	21
		計		276
実習	432			
		測量実習、機械実習	指定管理者	240
		基礎実習	指定管理者	192
		計		432
その他	379	基礎訓練、行事等	指定管理者	379
		計		379
		小計		1,560
受託等作業	24	受託等作業(草刈り等)	指定管理者	24
民間研修	312	民間派遣研修	民間	312
		小計		336
合計	1896	合計		1,896

外部講師	589
指定管理者	944
試験調査県職員	27
計	1,560

※受託作業、民間研修を除く

(2) 令和6年度教育計画(専攻課程)

項目	時間数	教育科目	担当講師	時間
一般科目	269			
		応用数学	指定管理者	8
		一般教養	外部講師	9
		情報処理(表計算)	指定管理者	8
		情報処理(CAD)	指定管理者	25
		公務員対策	外部講師	38
		各種試験対策	外部講師	171
		自主学習	指定管理者	10
		計		269
専門科目	320			
		測量学	指定管理者	52
		土木施工・土木実践	外部講師	79
		河川砂防工学・道路工学	外部講師	65
		品質管理	試験調査県職員	24
		安全管理・施工演習	指定管理者	76
		ICT研修等	外部講師	24
		計		320
実習	548			
		測量実習、機械実習	指定管理者	292
		総合実習	指定管理者	256
		計		548
その他	379	基礎訓練、行事等	指定管理者	379
		計		379
		小計		1,516
受託等作業	24	受託等作業(草刈り等)	指定管理者	24
民間研修	312	民間派遣研修	民間	312
		小計		336
合計	1852	合計		1,852

外部講師	386
指定管理者	1,106
試験調査県職員	24
計	1,516

※受託作業、民間研修を除く

5 過去3年間の収支状況

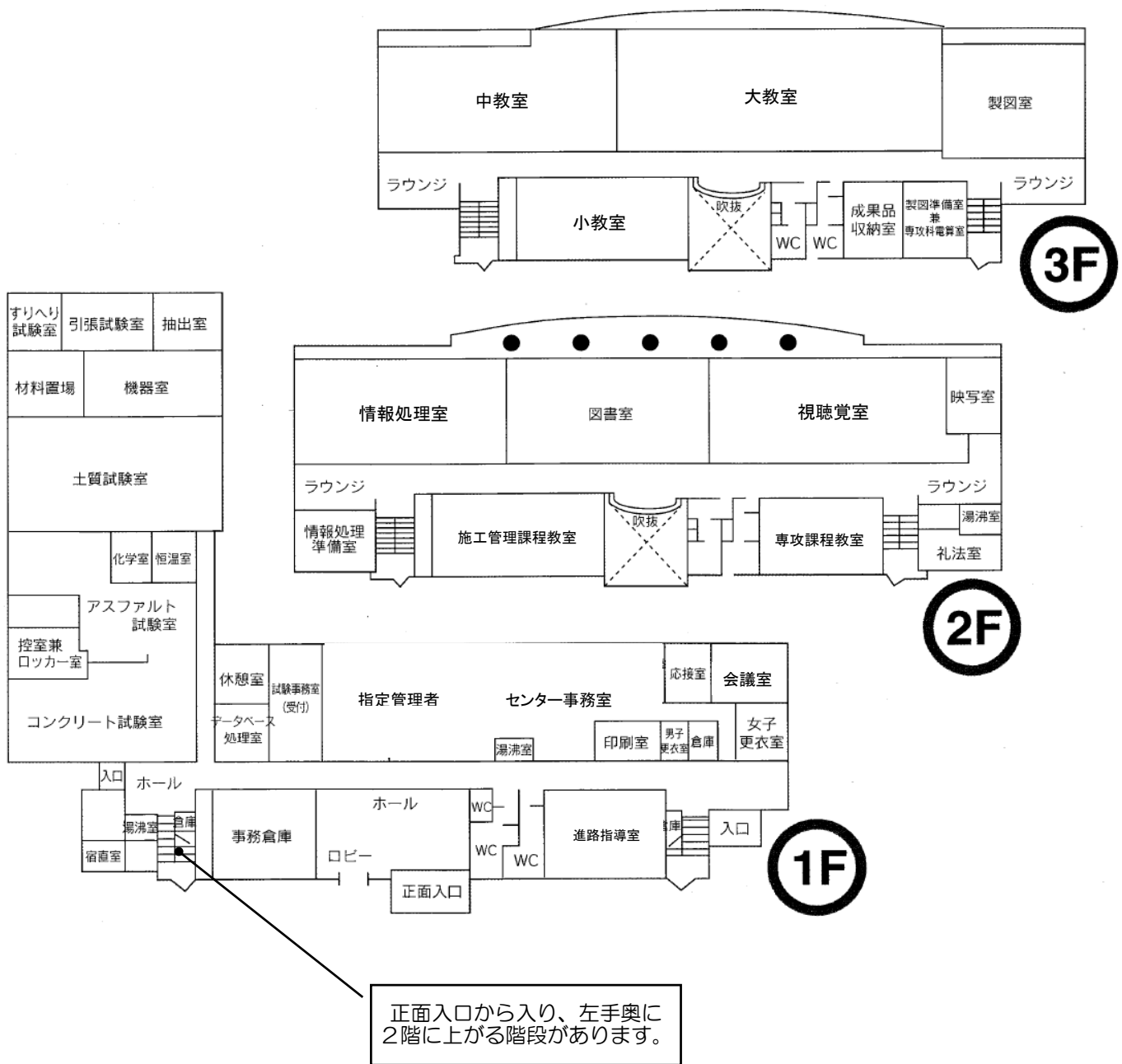
		5年度	4年度	3年度	平均
収入	指定管理料	100,040,000	100,040,000	100,040,000	100,040,000
	その他雑収入	442,504	291,116	274	244,631
	合計	100,482,504	100,331,116	100,040,274	100,284,631

支出	人件費	56,123,958	49,098,819	50,497,506	51,906,761
	物件費	38,241,413	45,536,910	43,796,595	42,524,973
	旅費	292,478	319,678	215,275	275,810
	需用費	12,906,353	17,290,576	16,910,458	15,702,462
	電気料金	5,958,055	7,865,115	6,567,749	6,796,973
	水道料金	1,212,470	2,196,043	2,740,570	2,049,694
	ガス代	329,893	534,143	527,673	463,903
	燃料代	1,085,791	1,290,749	1,363,880	1,246,807
	その他(教材料・消耗品等)	4,320,144	5,404,526	5,710,586	5,145,085
	役務費	1,765,448	2,138,701	1,937,672	1,947,274
	電話料金・送料等	637,217	741,790	802,981	727,329
	青年隊募集広報費	682,848	689,312	533,620	635,260
	その他(車両保険・各種設備法定検査手数料等)	445,383	707,599	601,071	584,684
	委託料	13,128,224	13,825,123	13,371,681	13,441,676
	庁舎清掃委託費	3,673,705	3,634,678	3,403,700	3,570,694
	警備委託費	1,779,932	1,712,506	1,410,780	1,634,406
	給食委託費	3,300,000	4,206,400	4,206,400	3,904,267
	各種設備保守点検費	2,084,668	2,206,536	2,229,127	2,173,444
	その他(庁舎内害虫駆除、植栽管理等)	2,289,919	2,065,003	2,121,674	2,158,865
	使用料賃借料	2,859,208	5,096,232	5,184,276	4,379,905
	建設機械・測量機器リース料	2,248,834	2,216,710	2,300,200	2,255,248
	その他(OA機器リース料)	610,374	2,879,522	2,884,076	2,124,657
	報償費(外部講師謝金)	177,840	162,823	120,904	153,856
車両維持費・施設修繕費・青年隊員保険料	7,111,862	6,703,777	6,056,329	6,623,989	
補助費等 公課費(指定管理料に係る消費税・法人税等)	6,057,073	5,646,931	5,704,039	5,802,681	
合計	100,422,444	100,282,660	99,998,140	100,234,415	

収支差額	60,060	48,456	42,134	50,217
-------------	---------------	---------------	---------------	---------------

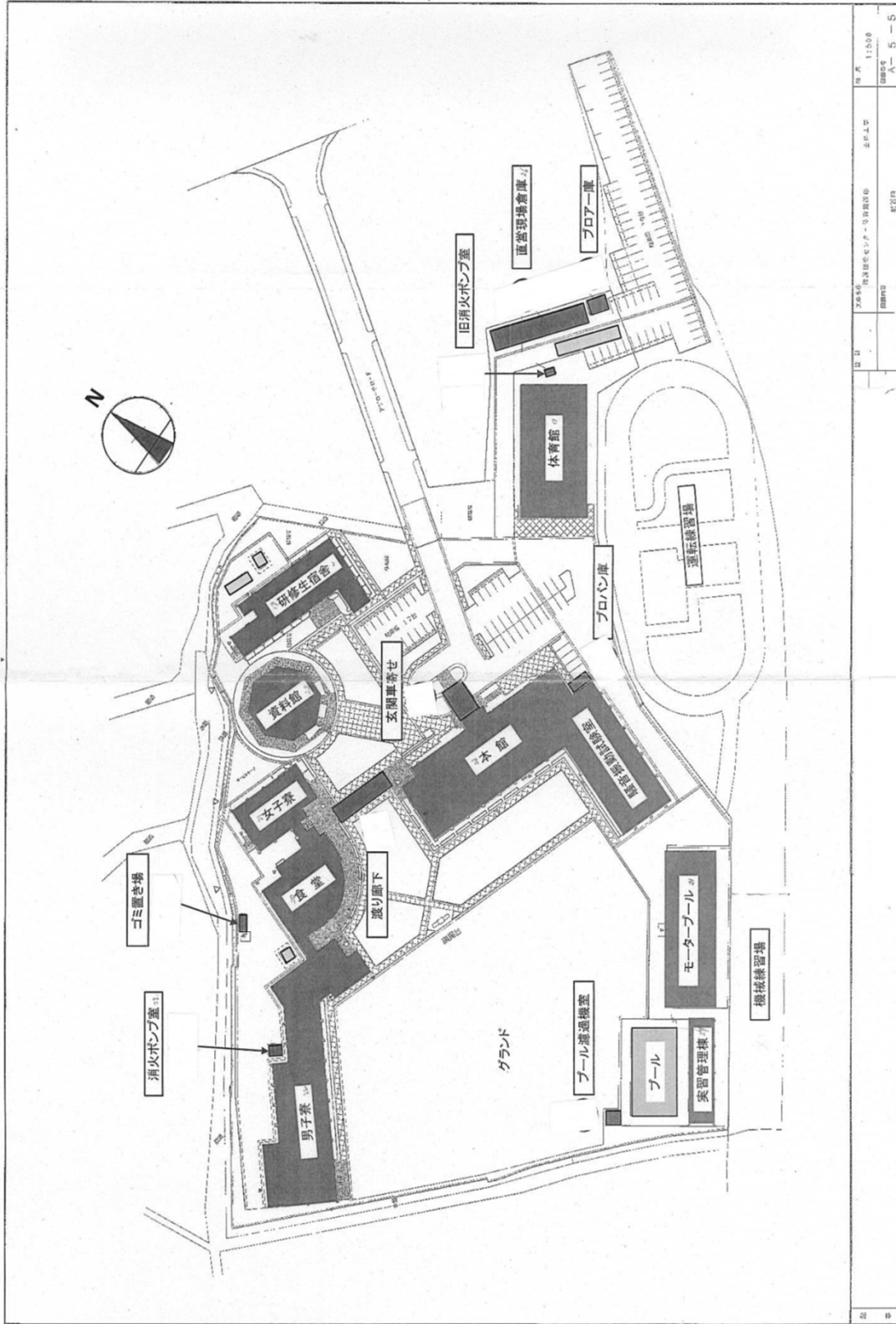
6 建設技術センター(本館)平面図

建設技術センター



7 建物配置図(建設技術センター)

建物配置図(建設技術センター)



建設技術センター

8 指定管理者に無償貸与している備品一覧

備品番号	品名	当初取得日	保管場所	規格	取得年月日	取得額
1	251765 コンテナハウス	2002/9/24	建設技術センター	2坪2段棚付	2002/9/24	346,500
2	325256 ベンチ	2008/1/7	建設技術センター	コトブキ	2008/1/7	134,400
3	325257 ベンチ	2008/1/7	建設技術センター	コトブキ	2008/1/7	134,400
4	325258 ベンチ	2008/1/7	建設技術センター	コトブキ	2008/1/7	134,400
5	325259 ベンチ	2008/1/7	建設技術センター	コトブキ	2008/1/7	134,400
6	201703 仮設建築物	1997/11/28	建設技術センター	P31	1997/11/28	399,000
7	220928 仮設建築物	1999/8/25	建設技術センター	45型2連棟	1999/8/25	999,600
8	79053 コンピュータ用ソフト	1998/1/13	事務室	フォトショップ 40J	1998/1/13	101,850
9	266800 ハンドマイク	2004/6/24	事務室	TW-9200	2004/6/24	108,150
10	78601 閲覧机	1998/2/16	事務室	ホウトク XS2310 BT093	1998/2/16	205,800
11	77872 旗(国旗・校旗・優勝旗等)	1980/3/12	事務室	規格名称未入力	1980/3/12	400,000
12	78878 その他の台	1998/2/12	進路指導室	ウチダ 1-333-3301	1998/2/12	140,175
13	77604 ビデオデッキ	1993/3/1	進路指導室	SR-S3350	1993/3/1	240,000
14	181079 会議用テーブルセット	1998/1/20	進路指導室	一式	1998/1/20	999,600
15	329548 8ミリビデオテープレコーダー	2008/1/7	情報処理室	EVO-9500	2008/1/7	120,000
16	329670 AVセレクトブースター	2008/1/7	情報処理室	ES-8200	2008/1/7	200,000
17	329641 AVワゴン卓	2008/1/7	情報処理室	特型	2008/1/7	350,000
18	329689 AV機器収納架	2008/1/7	情報処理室	EL-2000特	2008/1/7	160,000
19	329693 オーディオミキサー	2008/1/7	情報処理室	PS-M650	2008/1/7	210,000
20	329701 グラフィックイコライザー	2008/1/7	情報処理室	PS-G312	2008/1/7	150,000
21	329612 ノイズエミレーター	2008/1/7	情報処理室	SN-700	2008/1/7	100,000
22	329613 ノイズエミレーター	2008/1/7	情報処理室	SN-700	2008/1/7	100,000
23	329561 パワーアンプ	2008/1/7	情報処理室	PS-A152	2008/1/7	190,000
24	329588 パワーアンプ	2008/1/7	情報処理室	PS-A121	2008/1/7	160,000
25	329551 ビデオテープレコーダー	2008/1/7	情報処理室	HR-VXG1	2008/1/7	120,000
26	329657 マルチメディアプレーヤー	2008/1/7	情報処理室	DVL-9	2008/1/7	130,000
27	329808 メインスピーカー	2008/1/7	情報処理室	PS-S513B	2008/1/7	100,000
28	329809 メインスピーカー	2008/1/7	情報処理室	PS-S513B	2008/1/7	100,000
29	329665 モニターTVユニット	2008/1/7	情報処理室	EM-6002	2008/1/7	210,000
30	329557 リモートI/Fユニット	2008/1/7	情報処理室	RM-3100	2008/1/7	200,000
31	329558 リモートI/Fユニット	2008/1/7	情報処理室	RM-3100	2008/1/7	200,000
32	329751 ワイヤレスコントローラー	2008/1/7	情報処理室	EW-3400(受信側)	2008/1/7	160,000
33	329752 ワイヤレスコントローラー	2008/1/7	情報処理室	EW-3400(受信側)	2008/1/7	160,000
34	329756 ワイヤレスコントローラー	2008/1/7	情報処理室	EW-3100	2008/1/7	160,000
35	329591 映像音声分配器	2008/1/7	情報処理室	DA-1400	2008/1/7	120,000
36	250447 液晶プロジェクター	2002/7/19	情報処理室	ELP-730	2011/1/27	422,310
37	329697 音量リモコンユニット	2008/1/7	情報処理室	VR-5022	2008/1/7	120,000
38	329645 資料提示装置	2008/1/7	情報処理室	EV-500AF	2008/1/7	270,000
39	329780 端子盤ユニット	2008/1/7	情報処理室	ET-130	2008/1/7	150,000
40	173553 パーティション	1998/2/18	図書室	パーティションセット	1998/2/18	412,545
41	78598 閲覧机	1998/2/16	図書室	ホウトク XS2310 BT093	1998/2/16	205,800
42	78599 閲覧机	1998/2/16	図書室	ホウトク XS2310 BT093	1998/2/16	205,800
43	78600 閲覧机	1998/2/16	図書室	ホウトク XS2310 BT093	1998/2/16	205,800
44	78602 閲覧机	1998/2/16	図書室	ホウトク XS2310 BT093	1998/2/16	205,800
45	181081 応接セット 一式	1998/2/24	図書室	チトセ	1998/2/24	667,800
46	78886 書架	1998/2/5	図書室	コクヨ 複柱書架 複式A4セット	1998/2/5	727,335
47	329728 16ミリTVコンバーター	2008/1/7	視聴覚室	TRV-16H	2008/1/7	320,000
48	329668 AVセレクトブースター	2008/1/7	視聴覚室	ES-8200	2008/1/7	200,000
49	329639 AVワゴン卓	2008/1/7	視聴覚室	特型	2008/1/7	350,000
50	329686 AV機器収納架	2008/1/7	視聴覚室	EL-2000特	2008/1/7	160,000
51	329687 AV機器収納架	2008/1/7	視聴覚室	EL-2000特	2008/1/7	160,000
52	329649 CPUコントローラー	2008/1/7	視聴覚室	CP-4500特	2008/1/7	640,000
53	329691 オーディオミキサー	2008/1/7	視聴覚室	PS-M650	2008/1/7	210,000
54	329699 グラフィックイコライザー	2008/1/7	視聴覚室	PS-G312	2008/1/7	150,000
55	329683 シグナルインターフェーススイッチャー	2008/1/7	視聴覚室	SW-C1063(PCボード込)	2008/1/7	200,000
56	329729 スライドTVコンバーター	2008/1/7	視聴覚室	TRV-35H	2008/1/7	280,000
57	329718 デジタルディレイ	2008/1/7	視聴覚室	PS-D300	2008/1/7	220,000
58	329706 パワーアンプ	2008/1/7	視聴覚室	PS-A152	2008/1/7	190,000
59	329707 パワーアンプ	2008/1/7	視聴覚室	PS-A121	2008/1/7	160,000
60	329708 パワーアンプ	2008/1/7	視聴覚室	PS-A121	2008/1/7	160,000
61	329650 ビデオテープレコーダー	2008/1/7	視聴覚室	8ミリ/S-VHS WV-SW1	2008/1/7	120,000
62	329785 ビデオプロジェクター	2008/1/7	視聴覚室	VX-V1095S	2008/1/7	1,500,000
63	329655 マルチメディアプレーヤー	2008/1/7	視聴覚室	DVL-9	2008/1/7	130,000
64	329804 メインスピーカー	2008/1/7	視聴覚室	PS-S513B	2008/1/7	100,000
65	329805 メインスピーカー	2008/1/7	視聴覚室	PS-S513B	2008/1/7	100,000
66	329663 モニターTVユニット	2008/1/7	視聴覚室	EM-6002	2008/1/7	210,000
67	329672 リモートI/Fユニット	2008/1/7	視聴覚室	IF-4000	2008/1/7	200,000
68	329748 ワイヤレスコントローラー	2008/1/7	視聴覚室	EW-3400(受信側)	2008/1/7	160,000
69	329754 ワイヤレスコントローラー	2008/1/7	視聴覚室	EW-3100	2008/1/7	160,000

備品番号	品名	当初取得日	保管場所	規格	取得年月日	取得額
70	329695 音量リモコンユニット	2008/1/7	視聴覚室	VR-5022	2008/1/7	120,000
71	78646 教卓	1998/2/18	視聴覚室	内田洋行 357-5065 チーク	1998/2/18	157,500
72	329643 資料提示装置	2008/1/7	視聴覚室	EV-500AF	2008/1/7	270,000
73	78657 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
74	78658 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
75	78659 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
76	78660 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
77	78661 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
78	78662 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
79	78663 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
80	78664 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
81	78665 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
82	78666 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
83	78667 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
84	78668 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
85	78669 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
86	78670 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
87	78671 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
88	78672 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
89	78673 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
90	78674 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
91	78675 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
92	78676 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
93	78677 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
94	78678 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
95	78679 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
96	78680 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
97	78681 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
98	78682 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
99	78683 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
100	78684 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
101	78685 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
102	78686 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
103	78687 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
104	78688 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
105	78689 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
106	78690 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
107	78691 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
108	78692 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
109	78693 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
110	78694 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
111	78695 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
112	78696 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
113	78697 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
114	78698 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
115	78699 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
116	78700 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
117	78701 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
118	78702 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
119	78703 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
120	78704 斜面机	1998/2/17	視聴覚室	イトーキ SDL-2112W	1998/2/17	104,265
121	329777 端子盤ユニット	2008/1/7	視聴覚室	ET-130	2008/1/7	150,000
122	78644 教卓	1998/2/20	施工管理課程教室	チトセ ED-1K チーク	1998/2/20	207,900
123	79047 テレビ	1998/2/13	専攻課程教室	ソニーBS内蔵32型KV32SFI	1998/2/13	175,350
124	78643 教卓	1998/2/20	専攻課程教室	チトセ ED-2K チーク	1998/2/20	137,550
125	329547 8ミリビデオテープレコーダー EVO-9500	2008/1/7	中教室	EVO-9500	2008/1/7	120,000
126	329640 AVワゴン卓	2008/1/7	中教室	特型	2008/1/7	350,000
127	329688 AV機器収納架	2008/1/7	中教室	EL-2000特	2008/1/7	160,000
128	329550 S-VHS ビデオテープレコーダー	2008/1/7	中教室	HR-VXG1	2008/1/7	120,000
129	329692 オーディオミキサー	2008/1/7	中教室	PS-M650	2008/1/7	210,000
130	329700 グラフィックイコライザー	2008/1/7	中教室	PS-G312	2008/1/7	150,000
131	329560 パワーアンプ	2008/1/7	中教室	PS-A152	2008/1/7	190,000
132	329587 パワーアンプ	2008/1/7	中教室	PS-A121	2008/1/7	160,000
133	329656 マルチメディアプレーヤー	2008/1/7	中教室	DVL-9	2008/1/7	130,000
134	329806 メインスピーカー	2008/1/7	中教室	PS-S513B	2008/1/7	100,000
135	329807 メインスピーカー	2008/1/7	中教室	PS-S513B	2008/1/7	100,000
136	329664 モニターTVユニット	2008/1/7	中教室	EM-6002	2008/1/7	210,000
137	329555 リモートI/Fユニット	2008/1/7	中教室	RM-3100	2008/1/7	200,000
138	329556 リモートI/Fユニット	2008/1/7	中教室	RM-3100	2008/1/7	200,000
139	329749 ワイヤレスコントローラー	2008/1/7	中教室	EW-3400(受信側)	2008/1/7	160,000
140	329750 ワイヤレスコントローラー	2008/1/7	中教室	EW-3400(受信側)	2008/1/7	160,000

	備品番号	品名	当初取得日	保管場所	規格	取得年月日	取得額
141	329755	ワイヤレスコントローラー	2008/1/7	中教室	EW-3100	2008/1/7	160,000
142	329590	映像音声分配器	2008/1/7	中教室	DA-1400	2008/1/7	120,000
143	329696	音量リモコンユニット	2008/1/7	中教室	VR-5022	2008/1/7	120,000
144	329644	資料提示装置	2008/1/7	中教室	EV-500AF	2008/1/7	270,000
145	329778	端子盤ユニット	2008/1/7	中教室	ET-130	2008/1/7	150,000
146	329546	8ミリビデオテープレコーダー	2008/1/7	大教室	EVO-9500	2008/1/7	120,000
147	329667	AVセレクトブースター	2008/1/7	大教室	ES-8200	2008/1/7	200,000
148	329638	AVワゴン卓	2008/1/7	大教室	特型	2008/1/7	350,000
149	329685	AV機器収納架	2008/1/7	大教室	EL-2000特	2008/1/7	160,000
150	329648	CPUコントローラー	2008/1/7	大教室	CP-4500特	2008/1/7	640,000
151	329549	VHSビデオテープレコーダー	2008/1/7	大教室	HR-VXG1	2008/1/7	120,000
152	329690	オーディオミキサー	2008/1/7	大教室	PS-M650	2008/1/7	210,000
153	329698	グラフィックイコライザー	2008/1/7	大教室	PS-G312	2008/1/7	150,000
154	329559	パワーアンプ	2008/1/7	大教室	PS-A152	2008/1/7	190,000
155	329562	パワーアンプ	2008/1/7	大教室	PS-A121	2008/1/7	160,000
156	329654	マルチメディアプレーヤー	2008/1/7	大教室	DVL-9	2008/1/7	130,000
157	329802	メインスピーカー	2008/1/7	大教室	PS-S513B	2008/1/7	100,000
158	329803	メインスピーカー	2008/1/7	大教室	PS-S513B	2008/1/7	100,000
159	329662	モニターTVユニット	2008/1/7	大教室	EM-6002	2008/1/7	210,000
160	329671	リモートI/Fユニット	2008/1/7	大教室	IF-4000	2008/1/7	200,000
161	329753	ワイヤレスコントローラー	2008/1/7	大教室	EW-3100	2008/1/7	160,000
162	329747	ワイヤレスコントローラー EW-3400(受信側)	2008/1/7	大教室	ワイヤレスコントローラー EW-3400(受信側)	2008/1/7	160,000
163	329589	映像音声分配器	2008/1/7	大教室	DA-1400	2008/1/7	120,000
164	329694	音量リモコンユニット	2008/1/7	大教室	VR-5022	2008/1/7	120,000
165	78645	教卓	1998/2/20	大教室	チトセ ED-1K ローズ	1998/2/20	207,900
166	329642	資料提示装置	2008/1/7	大教室	EV-500AF	2008/1/7	270,000
167	329776	端子盤ユニット	2008/1/7	大教室	ET-130	2008/1/7	150,000
168	254117	カラー複写機	2003/1/30	製図準備室	IPSIO6000	2003/1/30	178,500
169	402092	大判プリンター	2021/3/4	製図準備室	キヤノン TA-20	2021/3/4	137,500
170	230937	その他のコンピュータ入出力・記録装置	2000/8/31	製図準備室	トプコン FC-7	2000/8/31	502,950
171	273129	その他のコンピュータ入出力・記録装置	2005/3/22	製図準備室	3次元コンタ作成 BTV1-304	2005/3/22	283,500
172	273130	その他のコンピュータ入出力・記録装置	2005/3/22	製図準備室	基本測量計算 BTV1-015 BTV1	2005/3/22	446,250
173	265264	その他の方位・角度・測量器	2004/3/22	製図準備室	電子野帳システム	2004/3/22	630,157
174	273123	その他の方位・角度・測量器	2005/3/15	製図準備室	ポケットハードー式	2005/3/15	116,865
175	273124	その他の方位・角度・測量器	2005/3/15	製図準備室	ポケットハードー式	2005/3/15	116,865
176	273125	その他の方位・角度・測量器	2005/3/15	製図準備室	ポケットハードー式	2005/3/15	116,865
177	273126	その他の方位・角度・測量器	2005/3/15	製図準備室	ポケット現場観測セット	2005/3/15	141,750
178	273127	その他の方位・角度・測量器	2005/3/15	製図準備室	ポケット現場観測セット	2005/3/15	141,750
179	273128	その他の方位・角度・測量器	2005/3/15	製図準備室	ポケット現場観測セット	2005/3/15	141,750
180	201696	プラニメータ	1997/11/28	製図室	X-PL AN360プリンター付	1999/3/25	200,000
181	203996	プラニメータ	1998/11/25	製図室	X-PLAN360d	1998/11/25	131,775
182	242628	プラニメータ	2001/10/26	製図室	プラニメータ-X-PLAN360C	2001/10/26	157,500
183	242630	プラニメータ	2001/10/26	製図室	プラニメータ-X-PLAN360C	2001/10/26	157,500
184	307538	気圧高度計	2007/9/5	製図準備室	GPSMAP60CSX	2007/9/5	113,400
185	370688	平板測量器	2012/6/25	製図準備室	パナソニック製	2012/6/25	1,218,000
186	78907	壁面収納庫	1998/3/11	製図準備室	オカムラ 4648LZ 4628LZ	1998/3/11	191,729
187	79046	テレビ	1998/2/13	小教室	ソニーBS内蔵32型KV32SFI	1998/2/13	175,350
188	77647	実物投影機	1995/4/14	小教室	DP-30	1995/4/14	187,460
189	173551	応接セット	1997/9/25	男子寮	カリモク 応接セットー式	1997/9/25	112,927
190	173552	応接セット	1997/9/25	女子寮	カリモク 応接セットー式	1997/9/25	120,277
191	79043	アンプ	1998/2/13	研修棟	WA-H120 アンプセット	1998/2/13	315,000
192	77601	テレビ	1997/6/26	食堂	KV-28 FW2	1997/6/26	104,790
193	351719	テレビ	2010/2/18	食堂	TH-32 GW2	2010/2/18	196,140
194	324764	トレイディスベンサー	2008/1/7	食堂	TD-7246-8S	2008/1/7	224,800
195	324765	トレイディスベンサー	2008/1/7	食堂	420×650×1300mm	2008/1/7	202,400
196	77882	給茶器	1997/6/27	食堂	AT-24 HWE	1997/6/27	355,950
197	77386	食器消毒保管庫	1994/5/11	食堂	1050×950×1900	1994/5/11	651,990
198	364713	食器洗浄器一式(ドアタイプ)	2011/9/26	食堂	JWE-680A(60HZ)	2011/9/26	739,200
199	77385	食品加工器具殺菌庫	1992/11/30	食堂	850×600×1430	1992/11/30	250,000
200	323542	製氷機	2008/1/7	食堂	サンヨー SIM-E36	2008/1/7	180,000
201	323543	製氷機	2008/1/7	食堂	ホシザキ	2008/1/7	180,000
202	398315	製氷機	2020/11/24	食堂	ホシザキ KM-12F	2020/11/24	126,500
203	77299	調理台	1993/2/17	食堂	3500×1100×750	1993/2/17	155,000
204	77300	調理台	1993/2/17	食堂	3000×900×750	1993/2/17	126,000
205	77301	配膳台	1997/6/26	食堂	2175×620×900	1997/6/26	490,875
206	77302	配膳台	1997/6/26	食堂	2170×620×900	1997/6/26	485,625
207	77382	冷蔵庫(厨房用)	1993/2/24	食堂	東芝 GR-Y31A	1993/2/24	115,000
208	77384	冷凍庫(厨房用)	1993/2/17	食堂	SRF-E1263	1993/2/17	436,000
209	77612	その他の音声・映像装置・機器	1996/6/7	体育館	WX-650	1996/6/7	206,000
210	77370	どん帳	1981/5/9	体育館	11800×800	1981/5/9	1,775,000
211	77845	バスケットボールゴール	1981/2/25	体育館	バスケットゴール	1981/2/25	808,500

備品番号	品名	当初取得日	保管場所	規格	取得年月日	取得額	
212	77844	バレーボール支柱	1981/2/25	体育館	支柱, 審判台	1981/2/25	318,500
213	77848	防球ネット	1981/2/25	体育館	20m×7.5m	1981/2/25	118,000
214	351732	応接セット	2010/2/18	講師控室	内田洋行テーブル・椅子	2010/2/18	133,035
215	77615	スライド映写機	1992/11/26	資料館	A型	1992/11/26	175,100
216	173554	スライド映写機	1998/2/18	資料館	スライド映写機一式	1998/2/18	181,230
217	77632	ビデオカメラ	1993/3/24	資料館	GR-SZ1	1993/3/24	349,500
218	77638	ビデオプロジェクター	1993/3/24	資料館	LC-3000	1993/3/24	523,000
219	201704	プラニメータ	1997/11/28	資料館	X-PL AN360 プリンター付	1997/11/28	200,000
220	326410	直立書架4段2連	2008/1/7	資料館	直立書架4段2連	2008/1/7	173,040
221	326411	直立書架4段2連	2008/1/7	資料館	直立書架4段2連	2008/1/7	173,040
222	326412	直立書架4段2連	2008/1/7	資料館	直立書架4段2連	2008/1/7	173,040
223	326413	直立書架4段2連	2008/1/7	資料館	直立書架4段2連	2008/1/7	173,040
224	327195	展示物	2008/1/7	資料館	東九州自動車道西都市・清武町間 中心杭	2008/1/7	201,600
225	78994	パーティション	1998/2/27	女子更衣室(保健室)	防煙タイプカーテン 2900×6000	1998/2/27	110,670
226	78876	食器棚	1998/2/18	女子更衣室(保健室)	コクヨ BK-R12P16	1998/2/18	152,775
227	78914	図面保管庫	1998/2/27	成果品収納室	マップケースセット MC-AIFI	1998/2/27	124,740
228	78915	図面保管庫	1998/2/27	成果品収納室	マップケースセット MC-AIFI	1998/2/27	124,740
229	77664	その他の諸機械・工具	1968/4/1	モータープール	一式	1968/4/1	146,740
230	77833	バケツ	1994/2/9	モータープール	規格名称未入力	1994/2/9	236,900
231	203998	プレートコンパクター	1998/8/20	モータープール	YP-6	1998/8/20	113,400
232	52341	自動一面かんな盤	1996/10/18	モータープール	トキワAD-451	2010/7/28	1,019,700
233	77832	芝刈機	1995/5/22	モータープール	パロネス(GM65AWR)	1995/5/22	422,300
234	409787	高圧温水洗浄機(洗車機)	2022/11/8	モータープール	メガシャインEC 3相200V2.2kw ポンプ	2022/11/8	319,000
235	410825	築水キャニコム乗用草刈り機	2023/7/21	モータープール	CM2205HCS 21PS 短尺刈刃915mm	2023/7/21	673,200
236	77491	オートレベル	1980/1/31	測量倉庫	B2	1999/11/30	150,000
237	77492	オートレベル	1980/12/24	測量倉庫	B2 測機舎 三脚付	1999/11/30	150,000
238	77493	オートレベル	1981/2/25	測量倉庫	B2-B2W	1999/11/30	140,000
239	77494	オートレベル	1982/7/5	測量倉庫	B2	1999/11/30	130,000
240	77499	オートレベル	1984/7/31	測量倉庫	B2 60536	1999/11/30	135,000
241	77501	オートレベル	1988/4/1	測量倉庫	B2 脚付	1999/11/30	140,000
242	79027	オートレベル	1997/11/10	測量倉庫	AT-G3 TS-1650Y 三脚付	1999/11/30	165,000
243	218054	その他の方位・角度・測量器	1999/4/22	測量倉庫	ブリズム2型	1999/4/22	100,800
244	205145	トランシット	1998/12/10	測量倉庫	ソキアDT-5S	1998/12/10	372,750
245	77512	トランシットレベル	1982/7/5	測量倉庫	測機舎TM-20HS	1982/7/5	320,000
246	77515	トランシットレベル	1989/10/20	測量倉庫	測器舎 DT-5S	1989/10/20	401,700
247	77516	トランシットレベル	1989/10/20	測量倉庫	測機舎 DT-5S	1989/10/20	401,700
248	77517	トランシットレベル	1990/11/9	測量倉庫	トップコン DT-10	1990/11/9	406,850
249	77518	トランシットレベル	1990/11/9	測量倉庫	トプコン DT-10 三脚付	1990/11/9	406,850
250	77520	トランシットレベル	1992/12/3	測量倉庫	測機舎DT-55	1992/12/3	375,950
251	77521	トランシットレベル	1993/11/15	測量倉庫	測機舎DT-55	1993/11/15	406,850
252	77522	トランシットレベル	1994/10/31	測量倉庫	測機舎DT-55	1994/10/31	430,000
253	77523	トランシットレベル	1995/9/28	測量倉庫	ソキアDT-5S	1995/9/28	429,994
254	77524	トランシットレベル	1997/2/14	測量倉庫	ソキア DT-5S	1997/2/14	429,510
255	79028	トランシットレベル	1997/11/10	測量倉庫	ソキアDT-5S	1997/11/10	430,000
256	220924	トランシットレベル	1999/8/20	測量倉庫	ソキアDT-F4	1999/8/20	420,000
257	232868	トランシットレベル	2000/11/29	測量倉庫	ソキアDT-105	2000/11/29	519,750
258	231011	レベル	2000/8/29	測量倉庫	トプコンTS-3A	2001/10/26	191,835
259	77502	オートレベル	1994/9/21	専攻課倉庫①②	トップコンAT-G3	1999/11/30	160,000
260	77503	オートレベル	1995/9/25	専攻課倉庫①②	AT-G3 金属三脚TS-1650	1999/11/30	164,903
261	77504	オートレベル	1997/2/14	専攻課倉庫①②	ATG-3 三脚付	1999/11/30	164,800
262	205146	オートレベル	1998/12/10	専攻課倉庫①②	AT-G3	1998/12/10	120,750
263	243338	オートレベル	2001/10/26	専攻課倉庫①②	TOPCONオートレベルAT-G3	2001/10/26	138,075
264	239909	レベル	2001/5/31	専攻課倉庫①②	TOPUKON電子レベル	2001/5/31	619,500
265	240057	その他の諸機械・工具	2001/6/15	行事倉庫	コンクリート製品吊具内吊ワイド	2001/6/15	173,250
266	77838	バケツ	1996/7/19	行事倉庫	SKB-A型 0.4	1996/7/19	115,360
267	220927	オートレベル	1999/9/14	専攻課倉庫①②	AT-G2三脚付	1999/9/14	162,225

公用車

備品番号	品名	当初取得日	保管場所	規格	取得年月日	取得額
73388	普通貨物自動車	1996/6/6	モータープール	4トクレーン 宮崎 100す3435	1996/6/6	7,840,875
220402	いすゞ	1999/9/16	モータープール	中型バス(定員42名) 宮崎200は6	1999/9/16	14,322,000
270994	小型貨物自動車	2005/2/28	モータープール	2トン作業車 宮崎400そ826	2006/7/5	2,992,500

9 関係法令

○地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一

項各号に掲げる者

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○公の施設に関する条例（抜粋）

（指定管理者が管理を行う公の施設）

第 10 条 知事は、必要があると認めるときは、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、別表第 3 に掲げる公の施設の管理を法人その他の団体（以下「団体」という。）で知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第 10 条の 2 前条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に公の施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する申請の手続について、あらかじめ公表するものとする。
- 3 知事は、第 1 項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により内容の審査を行い、指定管理者の候補（以下「指定管理候補者」という。）を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
 - （1）住民の平等な利用が確保されること。
 - （2）事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - （3）事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
 - （4）その他規則で定める基準

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

○食品衛生法（抜粋）

第五十一条 厚生労働大臣は、営業（器具又は容器包装を製造する営業及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業（第五十四条及び第五十七条第一項において「食鳥処理の事業」という。）を除く。）の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（以下この条において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

- 一 施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。
- 二 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（小規模な営業者（器具又は容器包装を製造する営業者及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一項に規定する食鳥処理業者を除く。次項において同じ。）その他の政令で定める営業者にあつては、その取り扱う食品の特性に応じた取組）に関すること。

○食品衛生法施行規則（抜粋）

第六十六条の二 法第五十一条第一項第一号（法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第十七のとおりとする。

別表第十七（第六十六条の二第一項関係）（抜粋）

一 食品衛生責任者等の選任

イ 法第五十一条第一項に規定する営業を行う者（法第六十八条第三項において準用する場合を含む。以下この表において「営業者」という。）は、食品衛生責任者を定めること。ただし、第六十六条の二第四項各号に規定する営業者についてはこの限りではない。なお、法第四十八条に規定する食品衛生管理者は、食品衛生責任者を兼ねることができる。

ロ 食品衛生責任者は次のいずれかに該当する者とする。

- （1） 法第三十条に規定する食品衛生監視員又は法第四十八条に規定する食品衛生管理者の資

格要件を満たす者

- (2) 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第七条に規定する衛生管理責任者若しくは同法第十条に規定する作業衛生責任者又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条に規定する食鳥処理衛生管理者
 - (3) 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者
- ハ 食品衛生責任者は次に掲げる事項を遵守すること。
- (1) 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が認める講習会を定期的受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めること（法第五十四条の営業（法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）に限る。）。
 - (2) 営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。
- ニ 営業者は、食品衛生責任者の意見を尊重すること。
- ホ 食品衛生責任者は、第六十六条の二第三項に規定された措置の遵守のために、必要な注意を行うとともに、営業者に対し必要な意見を述べるよう努めること。
- ヘ ふぐを処理する営業者にあつては、ふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者にふぐを処理させ、又はその者の立会いの下に他の者にふぐを処理させなければならない。

10 宮崎県建設技術センター管理規則

○宮崎県建設技術センター管理規則

平成 21 年 7 月 1 日規則第 29 号

宮崎県建設技術センター管理規則をここに公布する。

宮崎県建設技術センター管理規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公の施設に関する条例（昭和 39 年宮崎県条例第 7 号。以下「条例」という。）第 7 条及び第 13 条の規定に基づき、宮崎県建設技術センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び休所日)

第 2 条 センターの施設の利用時間及び休所日は、次のとおりとする。

施設の名称	利用時間	休所日
研修生宿舎	午後 1 時から使用を終了する日の午前 9 時まで	宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第 22 号）第 2 条第 1 項に規定する県の休日
大教室 中教室 情報処理室 視聴覚室 小教室 施工管理課程教室 専攻課程教室 進路指導室 体育館 運転練習場 機械練習場	午前 9 時から午後 5 時まで	

2 前項の規定にかかわらず、宮崎県建設技術センター所長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは、臨時に同項に定める利用時間及び休所日を変更することができる。

(利用の許可の申請)

第 3 条 センターの施設を利用しようとする者は、所長の許可を受けなければならない。ただし、所長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の許可を受けようとする者は、宮崎県建設技術センター施設利用許可申請書（別記様式第 1 号）を所長に提出しなければならない。

3 研修生宿舎を利用することができる者は、センターの施設（研修生宿舎を除く。）の利用に係る第 1 項本文の許可を受けた者又はセンターで実施される研修若しくは講習の講師、受講者等とする。ただし、所長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第 4 条 所長は、前条第 2 項の規定により宮崎県建設技術センター施設利用許可申請書の提出があった場合において、センターの施設の利用の許可をするときは、当該申請者に宮崎県建設技術センター施設利用許可書（別記様式第 2 号）を交付するものとし、利用の許可をしないときは、当該申請

者に宮崎県建設技術センター施設利用不許可通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。
2 所長は、必要があると認めるときは、前項の許可に管理運営上必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第5条 所長は、当該申請者の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの施設の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設をき損するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消しの申出)

第6条 第3条第1項本文の許可を受けた者が利用の許可の取消しの申出をするときは、宮崎県建設技術センター施設利用許可取消申出書(別記様式第4号)を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による宮崎県建設技術センター施設利用許可取消申出書の提出があったときは、当該申出書に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該利用者に通知するものとする。

(利用の制限)

第7条 所長は、必要があると認めるときは、区域を定めて、センターの施設の利用を制限することができる。

(宿泊室等使用料)

第8条 センターの施設の使用料(使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)第2条第1項第17号に規定する使用料をいう。以下同じ。)のうち宿泊室等使用料の区分及び施設の名称は、次のとおりとする。

区分	施設の名称
宿泊室	研修生宿舎
大教室	大教室
中教室	中教室 情報処理室 視聴覚室
小教室	小教室 施工管理課程教室 専攻課程教室 進路指導室
体育館	体育館
運転練習場	運転練習場
機械練習場	機械練習場

(指定管理者による管理の場合の読替)

第9条 条例第10条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における第2条から第7条までの規定の適用については、第2条第2項中「宮崎県建設技術センター所長(以下「所長」という。)は、必要があると認めるときは」とあ

るのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第3条から第7条までの規定中「所長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(使用料の支払)

第10条 指定管理者による管理の場合は、センターの施設の使用料は、当該指定管理者に支払わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第11条 条例第10条の2第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式第5号)によるものとする。

2 条例第10条の2第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- (3) 知事が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
- (4) 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

(指定管理者が行う業務)

第12条 条例第10条の3第3号の規定により規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 建設技術者の基礎的訓練並びに知識及び技能の修得に関する業務
- (2) 前号に掲げる業務に付随する業務
- (3) その他知事が必要と認める業務

(指定管理者の管理の基準)

第13条 条例第10条の4の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。

- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正なセンターの管理運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) センターの施設及び設備等の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (5) その他知事が必要と認める基準

(協定書の締結)

第14条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第10条の3各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)の実施に関し必要な事項
- (2) 前条各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営の適正を期するために必要な事項

(事業報告書等の提出)

第 15 条 指定管理者は、毎年度終了後 1 月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) センターの指定管理業務に関する事業報告書
- (2) 決算に関する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(原状回復)

第 16 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により知事が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、センターを速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第 17 条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理運営上の秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 条例第 10 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者を指定した場合において、この規則の施行の日以後に、この規則の規定により、知事がした処分、手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為は、この規則の相当規定により、指定管理者がした処分、手続その他の行為又は指定管理者に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 26 年 10 月 9 日規則第 56 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日規則第 12 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 28 日規則第 8 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

別記

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第11条関係）

宮崎県建設技術センター施設利用許可申請書

年 月 日

宮崎県建設技術センター所長 殿
(指定管理者 様)

申請者 住 所
氏 名
電話番号

〔 法人等にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり宮崎県建設技術センターの施設を利用したいので、宮崎県建設技術センター管理規則第3条第2項の規定により申請します。

記

利用する施設	
利用目的	
利用予定日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
団体利用の場合の責任者	住 所 勤務先等 職・氏名 電話番号
利用人数	人
駐車場の利用	有 ・ 無 (有の場合 台利用見込み)
持込機具等の利用	

宮崎県建設技術センター施設利用許可書

文 書 番 号

年 月 日

様

宮崎県建設技術センター所長 印
(指定管理者 印)

年 月 日付けで申請のあった宮崎県建設技術センター施設の利用については、宮崎県建設技術センター管理規則第4条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用する施設	
利用目的	
利用予定日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで ----- 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用人数	人
利用の条件等	

様式第3号（第4条関係）

宮崎県建設技術センター施設利用不許可通知書

文 書 番 号

年 月 日

様

宮崎県建設技術センター所長 印
(指定管理者 印)

年 月 日付けで申請のあった宮崎県建設技術センター施設の利用については、下記の理由により許可できませんので、宮崎県建設技術センター管理規則第4条第1項の規定により通知します。

記

不許可の理由

宮崎県建設技術センター施設利用許可取消申出書

年 月 日

宮崎県建設技術センター所長 殿
（指定管理者 様）

申請者 住 所
氏 名
電話番号

〔 法人等にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け で許可のあつた宮崎県建設技術センターの施設の利用については、下記の理由により利用を中止したいので、宮崎県建設技術センター管理規則第6条第1項の規定により、許可の取消しを申し出ます。

記

許可の取消しを申し出る理由

様式第5号（第11条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

宮崎県建設技術センターの指定管理者の指定を受けたいので、公の施設に関する条例第10条の2第1項の規定により申請します。

1 1 宮崎県産業開発青年隊規則

○宮崎県産業開発青年隊規則

平成 22 年 3 月 18 日規則第 4 号

宮崎県産業開発青年隊規則をここに公布する。

宮崎県産業開発青年隊規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公の施設に関する条例（昭和 39 年宮崎県条例第 7 号。以下「条例」という。）第 7 条及び第 13 条の規定に基づき、宮崎県建設技術センター（以下「センター」という。）に設置する宮崎県産業開発青年隊に関し必要な事項を定めるものとする。

(宮崎県産業開発青年隊の設置)

第 2 条 センターに宮崎県産業開発青年隊（以下「青年隊」という。）を置き、優れた建設技術者を養成するための土木建設に関する基礎的訓練並びに知識及び技能の修得についての教育を行う。

(教育課程の設置)

第 3 条 青年隊に施工管理課程及び専攻課程を置く。

(修業期間及び定員)

第 4 条 施工管理課程及び専攻課程の修業期間は、それぞれ 1 年とする。

2 施工管理課程及び専攻課程の定員は、県土整備部長が別に定める。

(教育計画)

第 5 条 翌年度において行う施工管理課程及び専攻課程の授業科目等の教育の実施に関する事項についての教育計画は、宮崎県建設技術センター所長（以下「所長」という。）が毎年 3 月 15 日までに県土整備部長の承認を経て別に定める。

(休業日)

第 6 条 青年隊において授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。ただし、所長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日であっても臨時に授業を行うことができる。

(1) 宮崎県の休日を守る条例（平成元年宮崎県条例第 22 号）第 2 条第 1 項に規定する県の休日

(2) 夏季休業日及び冬季休業日

2 夏季休業日及び冬季休業日の期日は、所長が別に定める。

(入隊資格)

第 7 条 青年隊に入隊することができる者は、次のとおりとする。

区分	入隊資格
施工管理課程	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校若しくは中等

	教育学校を卒業した者その他の同法第90条第1項に規定する者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者
専攻課程	学校教育法第1条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者その他の同法第90条第1項に規定する者で土木建設分野に関する技術及び知識を有していると認められる者又は施工管理課程を修了した者

(入隊希望の手続)

第8条 青年隊に入隊を希望する者は、宮崎県産業開発青年隊受験願書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる場合において、最終学校から成績証明書の交付を受けることができない者については、成績証明書の添付を要しないものとする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校に在学する者は、高等学校又は中等教育学校の調査書
- (2) 学校教育法第1条に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者その他同法第90条第1項に規定する者は、入隊資格を有することを証明する書面及び最終学校の成績証明書

(入隊試験及び入隊の許可)

第9条 所長は、前条の宮崎県産業開発青年隊受験願書を提出した者に対して試験を行い、その結果に基づいて入隊を許可する。

- 2 前項の試験の実施の期日、場所、試験科目その他入隊者の募集に関し必要な事項は、所長が別に定める。
- 3 所長は、第1項の規定による試験を実施したときは、速やかに、受験者に対し試験の結果を通知しなければならない。

(誓約書)

第10条 前条第1項の規定により入隊を許可された者が入隊するときは、入隊の日までに保証人の連署した誓約書（別記様式第2号）を所長に提出しなければならない。

(入寮)

第11条 入隊した者（以下「隊員」という。）は、センターに設置された寮に入居しなければならない。ただし、特別の理由により所長の許可を受けた者は、この限りでない。

(休隊、退隊及び復隊)

第12条 隊員は、病気その他やむを得ない理由により休隊し、又は退隊しようとするときは、第10条に規定する保証人の連署した休隊（退隊）願（別記様式第3号）を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 休隊の許可を受けた隊員は、その許可を受けた期間内に休隊の理由が消滅したことにより復隊しようとするときは、第10条に規定する保証人の連署した復隊願（別記様式第4号）を所長に提出

し、その許可を受けなければならない。

- 3 休隊（退隊）願又は復隊願には、休隊又は退隊の理由が病気であるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

（懲戒処分）

第 13 条 所長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停隊又は退隊の処分をすることができる。

- （1） 学業成績が不良で修了の見込みがないと認められるとき。
- （2） この規則又は隊則その他の所長が定める規程に違反したとき。
- （3） 前号に規定するもののほか、青年隊の秩序を乱したとき、又は隊員としてふさわしくない行為があったとき。

（修了証書の授与）

第 14 条 知事は、所定の課程を修了したと認められる隊員に対して、修了証書（別記様式第 5 号）を授与する。

（証明書の交付）

第 15 条 所長は、隊員及び所定の課程を修了した者に対して、在隊証明書、修了証明書、成績証明書その他修業履歴に関する証明書（以下「証明書」という。）を交付することができる。

- 2 証明書の交付を受けようとする者は、宮崎県産業開発青年隊在隊証明等交付申請書（別記様式第 6 号）を所長に提出しなければならない。
- 3 隊員に対して、証明書を交付する場合の証明手数料は、無料とする。

（指定管理者による管理の場合の読替）

第 16 条 条例第 10 条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第 5 条、第 6 条及び第 8 条から第 12 条までの規定の適用については、第 5 条中「宮崎県建設技術センター所長（以下「所長」という。）」とあり、並びに第 6 条及び第 8 条から第 12 条までの規定中「所長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

第 17 条 この規則に定めるもののほか、青年隊に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 12 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日規則第 25 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 19 日規則第 15 号）
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 11 日規則第 29 号）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県産業開発青年隊規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

別記

様式第 1 号（第 8 条関係）

様式第 2 号（第 10 条関係）

様式第 3 号（第 12 条関係）

様式第 4 号（第 12 条関係）

様式第 5 号（第 14 条関係）


様式第 6 号（第 15 条関係）

様式第1号（第8条関係）

（表面）

年度 宮崎県産業開発青年隊受験願書

履 歴 票

応募種類 (志望順に①②を付ける) <input type="checkbox"/> 施工管理課程 <input type="checkbox"/> 専攻課程	選抜試験	受験会場	※ 受験番号 (記入しない)	(写 真 欄)  顔の大きさは この程度		
ふりがな 氏 名	生年月日・年齢(レ印を付ける) <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 平成 (年 月 日現在 満 歳)		<ul style="list-style-type: none"> ・タテ4.0cm×3.0cm ・申請前6か月以内に撮影したもの ・脱帽、正面向きのもの ・本人と確認できるもの ・写真の裏面に氏名を記入してください 			
現住所(寮、下宿、アパート等の場合には、建物の名称、同居先等を明確に記入してください。) (〒 -) (TEL - -)				送り先		
ふりがな				送り先		
連絡先(現住所と同じ場合には「同上」と記入すること。) (〒 -) (TEL - -)						
ふりがな				送り先		
住所(〒 -) (TEL - -)						
ふりがな ※保護者氏名	ふりがな					
学 歴 (最終学歴とその前を記入してください。)						
学 校 名	学部名	学科名	専 攻	所属クラブ名	在 学 期 間	区 分 (○で囲む)
(最 終)					年 月 から 年 月 まで	卒 ・ 卒 業 見 込 年 在 学 中 ・ 年 中 退
(その前)					年 月 から 年 月 まで	卒 ・ 年 中 退
職歴(本人の職歴、新たに勤務する予定がある場合に記入してください。)						
勤 務 先 の 名 称			部 課 名		在 職 期 間	
					年 月 から 年 月 まで	
					年 月 から 年 月 まで	
取得(見込)の資格免許があれば記入してください。						
資格・免許の名称	取得(見込)年月		資格・免許の名称	取得(見込)年月		

合格通知の送り先をどちらか○印を付けてください。

- 1)願書は受験者本人が記入して下さい。
- 2)保護者の欄は、本人が未成年の場合のみ記入して下さい。

裏面も必ず記入してください。

入隊試験手数料 (2,200円)

宮崎県収入証紙 (消印しないこと)	(はりつけ)
----------------------	--------

面 談 カ ー ド

(裏面)

※受験番号 (記入しない)	ふりがな	
	氏 名	
[大学・短期大学・専門学校等の受験] <input type="checkbox"/> 受験した又は予定である <input type="checkbox"/> 受験しない <input type="checkbox"/> 未 定		[民間企業又は公務員等の受験] <input type="checkbox"/> 受験した又は予定である <input type="checkbox"/> 受験しない <input type="checkbox"/> 未 定
[志望の動機]		
[部・クラブ活動] <input type="checkbox"/> 有 (クラブ名：) <input type="checkbox"/> 無		役職の有無 <input type="checkbox"/> 有 (役職名：) <input type="checkbox"/> 無
[好きな (得意な) 教科・科目] 1 2 3		[趣味・特技]
[最近関心を持った事柄・事件]		
[自己紹介]		

(注) □については、該当するものにレ印を付けること。

様式第2号（第10号関係）

誓 約 書

年 月 日

宮崎県建設技術センター所長 殿
（指定管理者 様）

私は、宮崎県産業開発青年隊に入隊する上は、同隊員としての本分をわきまえ、
規律を遵守し、学業に励むことを保証人連署の上、誓います。

もし、これらのことに違反したときは、いかなる処分を受けても異議ありません。

本 人 住所
氏名

保証人 住所
氏名
本人との関係

様式第3号（第12条関係）

休 隊 （ 退 隊 ） 願

年 月 日

宮崎県建設技術センター所長 殿
（指定管理者 様）

本 人 教育課程 課程
氏名

保証人 住所
氏名

下記のとおり、私は、宮崎県産業開発青年隊を休隊（退隊）したいので、よろしくお願ひします。

記

1 休隊の期間（退隊の期日）

年 月 日から 年 月 日まで（ 年 月 日）

2 休隊（退隊）の理由

備考 休隊又は退隊の理由が病気であるときは、医師の診断書を添付すること。

様式第4号（第12条関係）

復 隊 願

年 月 日

宮崎県建設技術センター所長 殿
（指定管理者 様）

本 人 教育課程 課程
氏名

保証人 住所
氏名

私は、 年 月 日から 年 月 日まで休隊していましたが、下記のとおり復隊したいので、よろしくお願ひします。

復隊の理由

備考 復隊の理由が病気の治癒によるものであるときは、医師の診断書を添付すること。

様式第5号（第14条関係）

第
号

修
了
証
書

氏
名

年
月
日
生

右は宮崎県産業開発青年隊

課程を修了したこと

を証する。

年
月
日

宮
崎
県
知
事



様式第6号（第15条関係）

宮崎県産業開発青年隊在隊証明等交付申請書

宮崎県建設技術センター所長 殿

宮崎県産業開発青年隊規則第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり証明書の交付を申請します。

証明を求める 隊員・修了者 (本人)	氏名	(年 月 日生)
	住所	〒
証明書の種類	<input type="checkbox"/> 在隊証明書 (<input type="checkbox"/> 施工管理課程 <input type="checkbox"/> 専攻課程) <input type="checkbox"/> 修了証明書 (<input type="checkbox"/> 年度施工管理課程 <input type="checkbox"/> 年度専攻課程) <input type="checkbox"/> 成績証明書 (<input type="checkbox"/> 年度施工管理課程 <input type="checkbox"/> 年度専攻課程) <input type="checkbox"/> その他 に関する証明書 ※必要なものに✓をつけてください。	
部数	部	
収入証紙貼付欄	※在隊者が自己の証明を求める場合は、収入証紙の貼付は不要。	

年 月 日

申請者 住所
氏名

(本人との関係)
申請者確認書類
運転免許証
旅券
その他()
委任状

備考 1 本人以外の代理人が申請する場合は、本人からの委任状が必要です。
 2 この申請書に記載された個人情報、証明書発行手続を行うために利用するものであり、他の目的で利用し、又は提供することはありません。